

平成31年1月22日

和歌山県高野町・佐賀県基山町の歴史的風致維持向上計画を認定

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」第5条に基づき、和歌山県高野町、佐賀県基山町の歴史的風致維持向上計画について、1月24日付けで主務大臣（文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）が認定します。当日は、田中国土交通大臣政務官が、主務大臣連名の認定証を各町長に対して直接交付します。

（国土交通省記者クラブ、農林水産省記者クラブ同時配布）

本計画は、歴史上重要な建造物及び周辺の市街地と人々の営みが一体となった「歴史的風致」の維持向上を図るためのもので、和歌山県高野町は歴史的風致形成建造物保存整備事業や高野山学推進事業等を、佐賀県基山町は特別史跡基肄城（きいじょう）跡保存修理事業や伝統芸能継承団体支援事業等を位置付けています。（詳細は別紙参照）

【認定式】

- 日時 平成31年1月24日（木）14:00～
- 場所 田中国土交通大臣政務官室
（千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎3号館4階）

※報道関係者に限り取材ができます。取材及びカメラ撮りについては、冒頭より認定証の手交までとなります。認定式終了後、各町長へのぶら下がり取材が可能です。
※取材を御希望の方は、13:45までに4階エレベーターホールにお集まりください。
※国会審議等の状況により、開催時間が変更となる場合があります。

<担当> 文化庁文化資源活用課
課長補佐 田中康成（内線2860）
文化財活用情報分析官 樋口和宏（内線2738）
電話：03-5253-4111（代表）
03-6734-4760（直通）

歴史的風致維持向上計画の認定について

平成 30 年 1 1 月
国土交通省・文部科学省・農林水産省

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」は、地域の歴史的な風情、情緒を活かしたまちづくりを支援すべく平成20年5月に公布され、同年11月に施行されました。

この法律は、我が国固有の歴史的建造物や伝統的な人々の活動からなる歴史的風致について、市町村が作成した歴史的風致維持向上計画を国が認定することで、法律上の特例や各種事業により市町村の歴史まちづくりを支援するものであり、これまで金沢市、高山市等70市町の計画を認定しています。

このたび、和歌山県高野町、佐賀県基山町の歴史的風致維持向上計画を1月24日に認定し、認定都市数は72市町となります。なお、今回認定を受ける各町の歴史的風致維持向上計画については、国土交通省、文化庁及び各町のホームページに公開されます。

・国土交通省 HP :

http://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/toshi_history_tk_000010.html

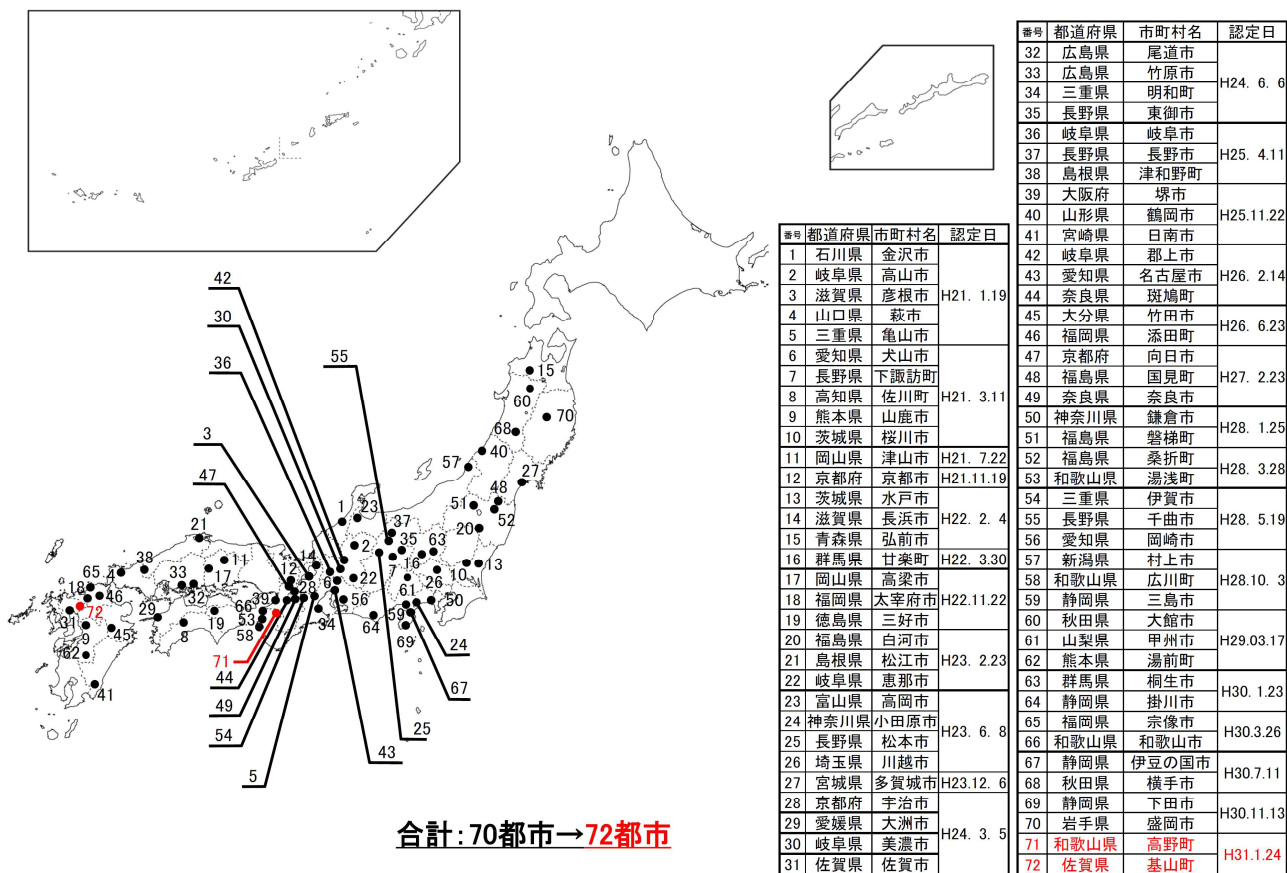


図 歴史的風致維持向上計画の認定状況

■各都市の歴史的風致維持向上計画の概要

○高野町 歴史的風致維持向上計画（和歌山県高野町 認定申請日 H30. 12. 14）

国宝「金剛峯寺不動堂」や国指定史跡「高野参詣道」及びこれらの周辺地域と、空海の誕生を祝う「宗祖降誕会（青葉まつり）」、高野参詣者へのもてなしや道普請、高野山を鎮護する地主明神である高野明神を祭る「明神社秋季大祭」といった祭礼行事等からなる歴史的風致の維持向上を図るため、金輪塔等の歴史的建造物の保存修理、明神社秋季大祭のルートとなる道路の無電柱化、参詣道の修繕、伝統行事で使用する用具の修理費や後継者育成に係る支援等が位置づけられています。



【宗祖降誕会（青葉まつり）】

○基山町 歴史的風致維持向上計画（佐賀県基山町 認定申請日 H30. 12. 17）

国指定史跡「基肄城跡」及びその周辺地域と、基肄城に係る顕彰活動や大興善寺つつじまつり、農耕祭事である御神幸祭や霊場札所を巡るどろどろまいりといった伝統行事等からなる歴史的風致の維持向上を図るため、基肄城跡の顕彰に関わる建造物や大興善寺の保存修理、御神幸祭の催行ルートとなっている道路の美装化、伝統行事で使用する用具の修理費や後継者育成に係る支援に関する事業等が位置づけられています。



【大興善寺つつじまつり】

■「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」第5条（抜粋）

第5条 市町村は、歴史的風致維持向上基本方針に基づき、当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に関する計画（以下「歴史的風致維持向上計画」という。）を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

2～7 （略）

8 主務大臣は、第一項の規定による認定の申請があった歴史的風致維持向上計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 歴史的風致維持向上基本方針に適合するものであること。

二 当該歴史的風致維持向上計画の実施が当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に寄与するものであると認められること。

三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

9～11 （略）